

市長定例記者会見資料



令和元年 6 月 21 日	
所 属	こども教育支援課
所属長	嶋名 雅之
電 話	06-6489-6903

県内初となる公設民営の教育支援室の運営など 不登校児童生徒の居場所づくりの充実について

1 趣旨

本市では平成3年から不登校児童生徒に対して、適応指導教室「はつらつ学級」をはじめサテライト学習支援などにより学校復帰に向けた指導・支援を行ってきました。そうした中、平成28年に公布された「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」を受け、“多様で適切な学習活動”の確保が重要となっています。

そこで、本市では昨年度から行政と民間の連携促進の場として、不登校支援団体ネットワーク会議を開催しました。民間の不登校支援団体と議論する中で、指導要録上出席扱いとすることができる民間通所施設等の認定を行い、不登校児童生徒の居場所の確保と、多様なニーズに応じた学習の機会の充実を図るため「指導要録上出席扱いとすることができる不登校児童生徒を対象とした民間通所施設の基準」を策定し、6月21日現在で5施設の認定に至りました。

さらに、現在あまがさき・ひと咲きプラザにある適応指導教室「はつらつ学級」を教育支援室「ほっとすてっぷ EAST」に名称変更して運営し、今回、県内初となる公設民営の教育支援室「ほっとすてっぷ WEST」を地域総合センター水堂に増設することになりました。

今後、教育支援室として、「ほっとすてっぷ EAST」と「ほっとすてっぷ WEST」が互いの取り組みを共有しながら運営することで、不登校児童生徒にとって、よりよい学びの場を提供していきたいと考えています。

2 開設期間

令和元年6月24日～令和4年3月31日【3年間のモデル事業】

3 事業内容

事業開始となる今年度は、地域総合センター水堂との連携事業として、市内の小中学校に在籍する不登校児童生徒の居場所となるよう、専門スタッフ4人が中心となって運営していきます。

個別学習やスポーツ活動を支援していく中で子どもたちの状況を把握しながら、段階的な支援や社会的自立に向けた取り組みを進めます。

不登校児童生徒個々の状況に合わせた取り組みを教育委員会と民間団体とが連携して実施することで、生き生きと活動できる環境を整えていきます。

▼委 託 先：特定非営利活動法人ブレーンヒューマニティー（代表理事 松本 学）

▼場 所：地域総合センター水堂 教室B
尼崎市水堂町2丁目35-1

▼開室時間：月曜日から金曜日の5日間（祝日、長期休業中は除く）
午前9時30分から午後3時まで

▼定 員：最大20名（予定）

以 上